

出向時に資格得喪？

雇用保険の被保険者

問

副業・兼業を許可制とするうえで、雇用保険の扱いがよく分からなくなりました。雇用関係が2社との間にあるものとして在籍出向があります。在籍出向も厳密には「主たる生計維持関係」に基づき、資格の得喪などが関係してくるということでしょうか。

「元」などで賃金集約を

答

在席出講の場合も、その者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受ける一の雇用関係すなわち主たる雇用関係についてのみ、その被保険者資格を認める（雇用保険業務取扱要領）とあります。2以上の事業主に雇用される場合と同じ考え方です。仮に、「元」の被保険者資格を喪失した後に離職した場合でも、「元」の被保険者期間とその後の被保険者期間とを通算することにより受給資格等を満たします。「元」と「先」の双方から賃金が支払われる場合、当然に合算されず、被保険者資格を保有する事業所で支払った賃金のみが基礎となります。2以上の事業主の適用事業に雇用される者は、賃金支払関係をいずれか一方の事業主に集約して処理するのが望ましいとしています（前掲要領）。